

大通達甲（情管）第26号
令和2年3月26日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察情報化推進委員会設置要綱の改正について（通達）

大分県警察における情報化（大分県警察情報管理システムを利用することにより、警察業務の合理化及び効率化を図ることをいう。）の推進については、「大分県警察情報化推進委員会設置要綱の改正について」（平成29年12月26日付け大通達甲（情管）第12号）により実施してきたところであるが、別添のとおり「大分県警察情報化推進委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（情報管理課企画・指導係）

別添

大分県警察情報化推進委員会設置要綱

第1 設置

大分県警察に、大分県警察情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、大分県警察情報管理システムの導入等に当たり、事前に当該システムの運営、将来計画、予算等について評価を行うとともに、導入後の運営状況を踏まえた検証等を行うことにより、大分県警察における情報化（大分県警察情報管理システムを利用することにより、警察業務の合理化及び効率化を図ることをいう。）の推進を図ること及び大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）第4条の規定に基づき大分県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議することを任務とする。

第3 構成及び運営

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
委員長 警務部長
委員 警務部会計課長、警務部警務課長、警務部情報管理課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、交通部運転免許課長及び警備部警備企画課長
- 2 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議事を主宰する。ただし、簡易又は定型的な事項については、合議によることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、警務部情報管理課長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

第4 幹事会

- 1 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、委員会の審議に必要な事項について事前に調査し、研究し、及び検討するため、委員会に情報化推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
幹事長 警務部情報管理課長
幹事 警務部情報管理課参事（技術対策指導担当）、警務部情報管理課情報セキュリティ対策室長、警務部会計課課長補佐（予算担当）、警務部警務課課長補佐（企画担当）、警務部情報管理課課長補佐（企画・指導担当及び運用・開発担当）、警務部情報管理課情報セキュリティ対策室室長補佐、生活安全部生活安全企画課課長補佐（企画担当）、刑事部刑事企画課課長補佐（企画担当）、交通部交通企画課課長補佐（企画担当）、交通部運転免許課課長補佐（免許システム担当）及び警備部警備企画課課長補佐（企画担当）
- 3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。
- 4 幹事長は、幹事会において審議した結果を、その都度委員会に報告するものとする。

第5 作業部会

- 1 幹事会の事務について幹事会を補佐するとともに、幹事長から指示された事項につい

て専門的・具体的検討を行うため、幹事会の下に情報化推進作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

第6 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。